

至誠館大学福祉・保育実習委員会規程

(設置)

第1条 至誠館大学に至誠館大学福祉・保育実習委員会（以下「委員会」という。）を学則第7条に基づき置く。

(目的)

第2条 委員会は、ソーシャルワーク実習、スクールソーシャルワーク実習及び保育実習を円滑に実施するために必要な事項を審議するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) ソーシャルワーク、スクールソーシャルワーク及び保育実習費予算に関する事項
- (2) ソーシャルワーク、スクールソーシャルワーク及び保育実習指導に関する事項
- (3) 学長が諮問した事項
- (4) 委員が提議した事項
- (5) その他実習の実施に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) ソーシャルワーク実習担当教員
- (2) スクールソーシャルワーク実習担当教員
- (3) 保育実習担当教員
- (4) 福祉実習事務担当者
- (5) 保育実習事務担当者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学部長が指名する。副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員の3分の1以上の者から付議事項を示して委員会招集の請求があったとき、委員長はこれを招集しなければならない。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学務課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成31年	4月	1日	(第2回改正)
	令和6年	4月	1日	(第3回改正)